



大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために  
～～～ 相続・贈与を考えてみませんか ～～～

### 相続税の優遇措置

- + 生命保険金  
(500万円×法定相続人の数)までが非課税となります。
- + 死亡退職金  
(500万円×法定相続人の数)までが非課税となります。
- + その他、自宅や事業に利用している小規模宅地などは、例えば、評価額の8割が減額されます。(2割部分が相続税の対象ということになります。) この措置は、面積制限があり、利用形態によって減額割合が異なります

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。